

生徒心得

交野高校生としての自覚と誇りを持ち、本校の教育方針や校訓の実践にはげむこと。次に述べる生徒心得は必要最小限のことであるので、そのほかにおいても、自主的、自立的な態度で良識を持って行動すること。

1. 登下校

始業およそ10分前（8時30分）までに登校し、所定の時間内に下校すること。

遅刻が規定以上の回数となると早朝登校などの生活指導上の指導となる。

通学

(1) 歩行による通学

- ①携帯電話・スマートフォンや本などを見ながらの登校はしないこと。
- ②ヘッドホン・イヤホンをしながらの登校はしないこと。

(2) 自転車により通学

- ①自転車通学は原則全員に許可します。希望する場合は、所定の用紙で届出て、生活指導部の許可を受け、ステッカーを自転車の尾灯付近に付けること。
- ②指定の場所に駐輪し、施錠をすること。
- ③法律に違反する運転を行わないこと。雨天時は雨ガッパ、またはレインコートを着用すること。（参考）自転車に関する法律

- ・自転車は車道が原則、歩道は例外（自転車通行可能な歩道のみ）
- ・車道の左側を走行
- ・歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行
- ・禁止事項
 - 携帯電話などを操作しながらの走行 傘を差しながらの走行
 - 信号や標識の無視 並走や二人乗り 夜間の無灯火走行

(3) 単車および乗車による通学は一切禁止する。

2. 服装・頭髪・身だしなみ

清潔と端正を旨とし、交野高校生としてふさわしい品位ある服装・身だしなみを心掛けること。

(1) 平日、休日、休暇中を問わず、登下校に際しては、制服を着用すること。

(2) 制服（図参照）

*男女とも本校指定の制服とする。

*衣替えは原則として6月上旬、11月上旬とする。衣替え直前に調整期間を設ける。

（詳細な日程は連絡する。）

*事情により異装する場合は、事前に異装許可証の発行を願い出ること。

(3) 校内では、本校指定の上履きを使用すること。

登下校は革靴または運動靴とし、ぞうり、スリッパ、サンダル、ハイヒール等は禁止とする。

(4) 防寒衣等（冬期）

登下校時のみブレザーの上に華美でないオーバー、ジャンパー、マフラー等を着用してもよい。

オーバー、ジャンパー、マフラー等は登下校時以外には着用しないこと。

防寒のため本校指定のセーター・カーディガン、ベストを着用する際は、カッターシャツとブレザーの間に着用すること。（本校指定外のもの着用禁止）

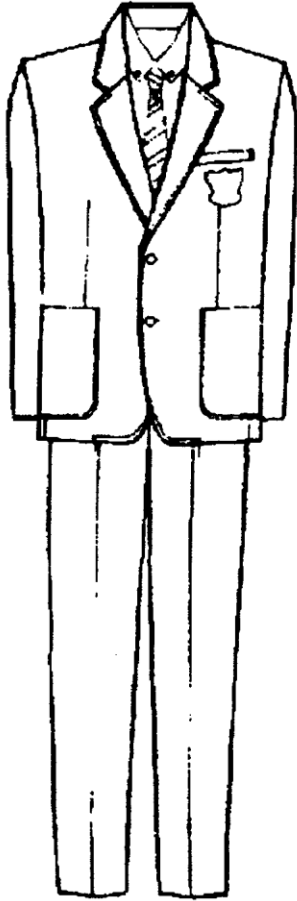
(5) 頭髪・装飾品・化粧

①パーマメント、染色脱色等、故意に頭髪の変形、変色をしないこと。また奇抜な髪形についても指導の対象とする。

②ピアス（透明ピアスを含む）、ネックレス、指輪等の装飾・装身具を着用しない。

③口紅、マニキュア、ファンデーション等の化粧はしないこと。また、まつ毛のエクステ等の加工やカラーコンタクト等も禁止である。

(冬 服)



○スカートの長さは膝蓋骨の下のラインを基準にする

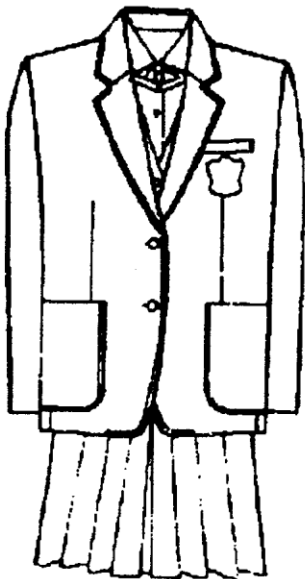
防寒衣等

華美なものは避ける。

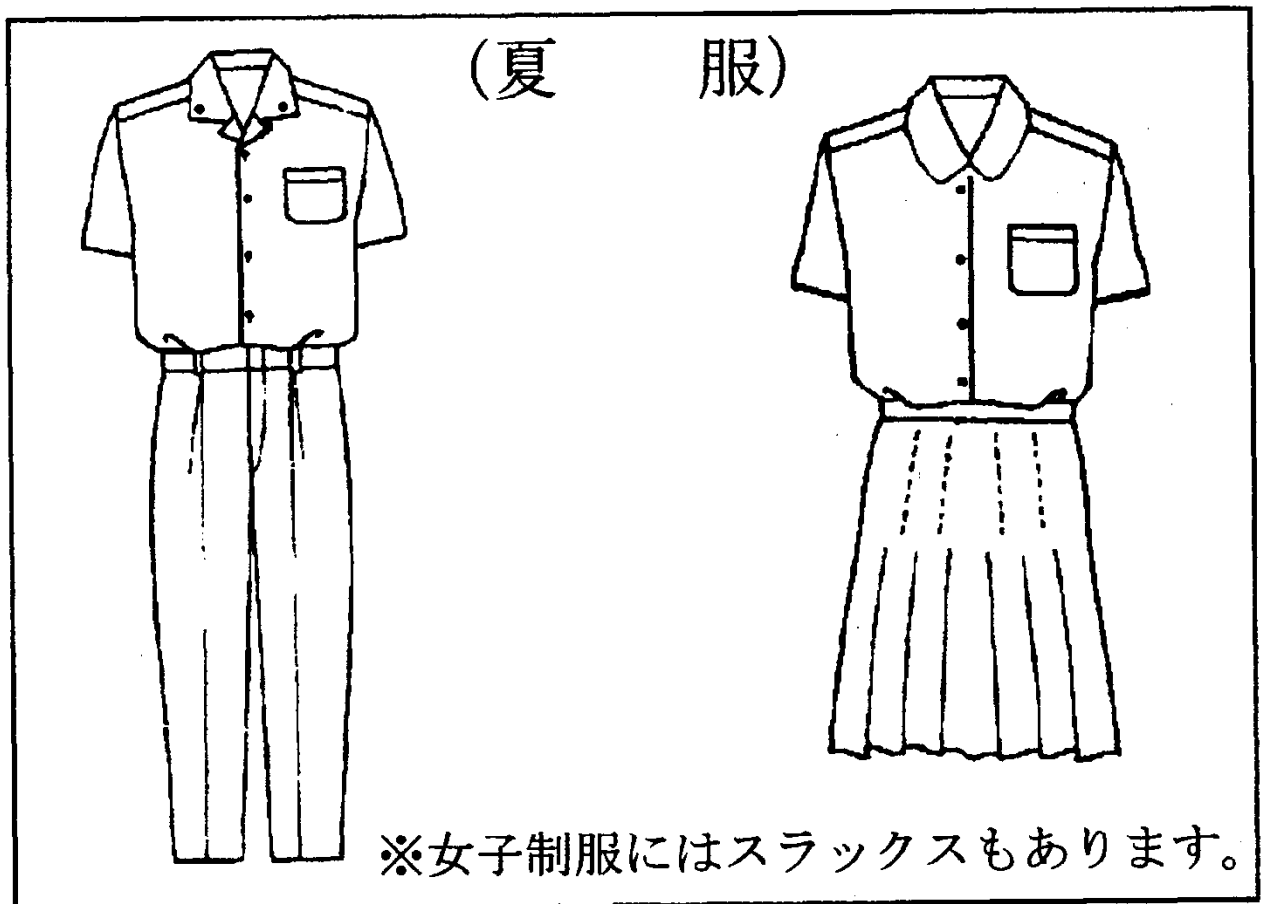
オーバー, ジャンパー, マフラー等は教育活動中は着用しないこと。

防寒のためセーター・カーディガンを着る際は, 白カットシャツとブレザーの間に着用する。

また, 登下校時のみ華美でないオーバー, ジャンパーを着用しても構わない。しかし, 下足室以降は必ず脱いでから校舎内へ入ること。



※女子制服にはスラックスもあります。



3. 免許取得

単車・自動車の免許の取得は原則として禁止する。

4. アルバイト

アルバイトは原則として禁止する。経済的理由等で、その必要がある時は担任に相談すること。

5. 携帯電話

携帯電話は、学校への持参は構わないが、登校時から清掃終了時まで使用禁止とする。

「使用」とは、電話としての通話だけでなく、メールや音楽その他の機能の使用も含む。カバンやポケットに入れた状態で着信音が鳴ったり、他人にわかるバイブ音も「使用」とし、規定違反となる。校内では電源を切っておくこと。違反した場合は反省文および預かり指導となる。

考査のときは、自分の試験の時間割に関係なく、全学年の考査が終了するまで使用禁止とする。

(電源を入れると違反となる。)